

ご案内

各事業者殿

静岡労働局長登録機関第1-1号
登録有効期間満了日 2024年3月30日
(公社) 静岡県労働基準協会連合会

2019年度「玉掛け技能講習会(特例)」の開催について

つり上げ荷重が1トン以上のクレーン・移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務は、玉掛け技能講習を修了した者でなければ従事させることができません。

つきましては、その資格を取得していただくため、下記により標記講習会を開催いたしますので、貴事業場における当該作業従事予定者を計画的に受講させていただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、本講習は下記2の受講資格のない者は受講できませんのでご承知おき下さい。

記

1. 日時及び会場

区分	会場	開催日			
学科	藤枝勤労者体育館 2階大会議室 (藤枝市善左衛門66-1)	5月23日(木)	8月22日(木)	11月14日(木)	2月13日(木)
		24日(金)	23日(金)	15日(金)	14日(金)
実技	㈱赤阪鐵工所 豊田工場 (焼津市柳新屋670)	5月26日(日)	8月25日(日)	11月17日(日)	2月16日(日)

※ 講習は、学科1日目は8時30分から17時20分、2日目は8時30分から15時頃の予定です。
実技の開始時刻は、8時から17時20分の予定です。
各日とも開始時刻10分前までには来場して下さい。

2. 受講資格

- (1) クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚荷装置で、つり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務に、6ヶ月以上従事した経験を有する者。
又は、労働安全衛生法の規定による特別教育を受けて、クレーン、移動式クレーン、デリック等で吊り上げ荷重又は制限荷重が1トン未満のものの玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。
- (2) 満18歳以上であること。

3. 受講料 (テキスト代・消費税を含む)

受講者1名について 24,000円 (うち消費税 1,777円) ※2019年9月30日まで
" 24,450円 (" 2,222円) ※2019年10月1日以降

4. お申し込み方法

- (1) 受講申込書に所要事項、申込書の裏面の実務経験証明書をご記入のうえ、写真(3.0cm×2.4cm、講習前6ヶ月以内に撮影、上三分身正面脱帽、裏に氏名を記入して下さい。)を貼付して、当協会までFAXしてください。
- (2) FAX後、お申込書本書と受講料を添えて当協会にお申込みください。
※労働基準協会会員事業場様は銀行振込みでも受け付けます。
- (3) テキストは当日会場でお渡しします。
- (4) 申込み後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限り受講料をお返しいたします。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。
※講習会は日本語のテキストに沿った講義と、日本文字による修了試験を行いますのでこれらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付

当講習修了後、法令に定める修了試験(学科・実技)を行い、合格者に対しては後日修了証を交付します。

6. 携行品

- (1) 学科・・・受講券・筆記用具・昼食
- (2) 実技・・・受講券・筆記用具・作業衣・作業靴・保護帽・軍手・電卓、メジャー・昼食

7. 申込先

島田労働基準協会 〒427-0029 島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館3階
TEL (0547)35-4522 FAX (0547)35-5191

玉掛け技能講習（特例）

受講申込書

受講希望月日 (初日)	年 月 日
----------------	-------

- 本様式は、A4版サイズで提出してください。(感熱紙不可)
※印欄は記入しないこと。
- 上記の個人情報につきましては、当会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。

※受付番号	
※修了証番号	
※修了証 交付年月日	

ふりがな			写真貼付 ↓	写真について 3.0cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上 三分身正面脱帽のもの。(裏面に 氏名を記入)
氏名				
生年月日	昭和・平成	年 月 日生		
現住所	〒	TEL		
勤務先	会社名			
	所在地	〒		
連絡先	部課名	担当者名		
	TEL	FAX		

年 月 日

静岡労働局長登録教習機関（登録第1号）
（公社）静岡県労働基準協会連合会長 殿
（島田労働基準協会）

玉掛けの補助作業等の実務経験証明（玉掛け技能講習規程第4条（特例）を受ける場合の添付書類）

補助作業等の 期間	クレーンの種類 または形式	荷の種類 及び形状	具体的な作業内容 指導者の氏名・資格等
年 月 ～ 年 月 通算 年 月	クレーン等のつり上げ 荷重 (t)		(①) での (②) 作業において、玉掛け技能講習修了者 (③) の指導のもとに吊り荷の質量 (④) の荷を (⑤) を用いて、点検、使用し、(⑥) 点吊による玉掛け作業の補助作業に従事

- 補助作業等の期間は、証明日までに所定の当該業務従事期間が必要となります。
- クレーン等の種類又は形状式欄には、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン等を記入して下さい。
() には、使用しているクレーン等のつり上げ荷重若しくは制限荷重を記入して下さい。
- 荷の種類及び形状欄には、荷の一般的な名称（鋼材、コンクリート、木材等）や鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC杭、機械部品、電気部品、その他等の形状を記入して下さい。
- 具体的な作業内容欄には、製造工場(建設工事)での〇〇作業における玉掛け補助作業の内容（①玉掛け現場名（会社名不可）
②具体的作業名 ③玉掛け技能講習修了者の氏名 ④吊り荷の重量 ⑤玉掛け用具 ⑥何点吊り）を記入して下さい。

玉掛けの補助作業の実務経験は、上記の通り相違ありません。

受講者名 印

上記の受講者が、上記の通り玉掛けの補助作業の実務に就いたことを証明いたします。

年 月 日 事業所名
所在地
代表者職氏名 印

※実務経験証明者は法人の代表者、または適用事業場の代表者とし、証明印は職印（事業場名と役職がはいた印）とすること。

※受講料支払い予定日を必ず記入してください。

月 日支払予定